

第62回憲法連続市民講座（日弁連第67回人権擁護大会プレシンポジウム）
安保法制・安保三文書により脅かされる平和国家日本

日時：2025年10月4日（土）午後2時00分～午後4時00分

場所：仙台弁護士会館4階大会議室、Z o o mによるオンライン併用

主催：仙台弁護士会

共催：日本弁護士連合会、東北弁護士会連合会

進 行 次 第

開会挨拶 千葉 晃 平（仙台弁護士会会長）

第1部

講 演 「大軍拡・米日軍事一体化・戦争準備に反対を」
講師 吉 田 敏 浩 氏（ジャーナリスト）

休 憩

第2部

仙台弁護士会の活動報告

報告者 小野寺 浩 史（仙台弁護士会憲法委員会副委員長）

質疑応答 聞き手 大 橋 洋 介（仙台弁護士会憲法委員会委員）

閉会挨拶 野 呂 圭（仙台弁護士会憲法委員会委員長）

配 付 資 料

- 1 吉田様レジュメ
- 2 吉田様追加レジュメ
- 3 第二部レジュメ
- 4 仙台弁護士会報告資料
- 5 日本弁護士連合会「被爆80年に際して「核兵器のない世界」の実現を目指す決議」（2025年6月13日）（本文のみ）

【お願い】会場内では、携帯電話・スマートフォンは、電源をお切りになるかマナーモードにしてください。

大軍拡・米日軍事一体化・戦争準備に反対を

2025 年 10 月 4 日 吉田敏浩

1. 「安保3文書」にもとづく大軍拡で「戦争をする国」へ

- A. 安倍政権に続いて、岸田政権が2022年12月16日に「安保3文書」（「国家安全保障戦略」「国家防衛戦略」「防衛力整備計画」）を閣議決定して以来、現在の石破政権下でも「専守防衛」路線を逸脱し、他国を先制攻撃もできる長射程ミサイル（射程1000～3000キロ）の導入など、攻撃性が著しい大軍拡、軍事費膨張、米日軍事一体化の動きが進む。
- B. 国産の一二式地对艦ミサイルの射程を約200キロから約1000キロに延ばして地上発射型だけでなく艦艇や戦闘機からも発射できるよう改良。実質的に対地攻撃に使える。アメリカ製の射程約1600キロでイージス艦や潜水艦などから発射できる巡航ミサイル「トマホーク」も輸入して配備。
- C. 中国内陸部にまで届く、国産の島嶼防衛用高速滑空弾（ミサイル、射程2000～3000キロの能力向上型）と音速の5倍以上で飛ぶ極超音速誘導弾（ミサイル、射程2000～3000キロ）を開発して配備。運用する長射程誘導弾部隊も新設する。
- D. なお自衛隊は敵基地・敵国攻撃能力を持つ兵器の導入をすでに進めてきた。ヘリコプター搭載護衛艦「いずも」「かが」を事実上の空母とする改修と、F35Bステルス戦闘機（短距離離陸・垂直離着陸機）の導入。F35戦闘機やF15戦闘機に搭載する長距離ミサイル（射程約500キロのノルウェー製の空対艦・空対地ミサイル、射程約900キロのアメリカ製の空対地ミサイル）も導入する。
- E. 「安保3文書」は「専守防衛に徹し」て「他国に脅威を与える軍事大国」にはならないというのが、事実とは異なる。「反撃能力」と言い換えてごまかしているが、実態は中国や北朝鮮の領土などに届く長射程ミサイルの配備を中心とする敵基地・敵国攻撃能力の保有を柱とし、専守防衛を逸脱する軍事大国化を目指すものだ。
- F. 他国に脅威を与える長射程ミサイルなど攻撃性の高い兵器の保有は、憲法9条に違反。これまで政府は国会答弁で、敵基地攻撃は「法理的には自衛の範囲で可能」としつつ、「他国に攻撃的な脅威を与える兵器」の保有は「憲法の趣旨ではない」としてきた。1972年には当時の田中角栄首相が国会答弁で「専守防衛」とは「防衛上の必要からも相手の基地を攻撃することなく、もっぱら我が国及びその周辺において防衛を行うこと」と答弁し、敵基地攻撃は専守防衛に反すると明言した。
- G. それを国会での議論抜きに閣議決定で覆した。立憲主義を無視する手法。安倍政権による集団的自衛権の行使容認の閣議決定から続く政府・自民党の悪弊だ。
- H. アメリカ政府からの「防衛費（軍事費）の対GDP比2パーセントへの増額」要求に従い、2023年度～27年度の5年間の軍事費を計43兆円程度に増額。アメリカ、中国に次ぐ世界第3位の軍事費大国へ。25年度予算では約8兆7000億円（米軍再編関係経費なども含む）と、右肩上がりの膨張。いまトランプ政権は対GDP比3・5パーセントへのさらなる増額（年間約21兆円にも達する）を求めている。
- I. 「安保3文書」の背景には、アメリカの要求と、それに呼応して、第二次安倍政権以

来、右派政治家の主導で軍事大国を目指す自民党内・政府内の思惑がある。

J. 2025年3月日に初来日した米トランプ政権のヘグセス国防長官は、中谷元防衛大臣との会談後の共同記者会見で、台湾有事を念頭に「西太平洋におけるあらゆる有事に直面した場合、日本は最前線に立つことになる」と断言した（『朝日新聞』25年3月31日朝刊）。

K. まさにアメリカは日本を対中国戦の矢面に立たせ、戦火に巻き込むことも計算に入れ、中国の台頭を抑え込む戦略を立てている。日本全土が戦場となつて、おびただしい戦禍を被り、犠牲を強いられ、アメリカの戦略の捨て石にされるおそれが高まる。

L. 中谷大臣も、石破首相もヘグセス国防長官の発言に反対も、抗議もしなかった。それは日本の最前線化すなわち戦場化と、国民・市民が犠牲を強いられることを黙認したにも等しい。一国の指導者としてあまりにも無責任な姿勢。

M. その一方で、中谷大臣はヘグセス長官との会談で、朝鮮半島・東シナ海・南シナ海を一体の「戦争区域」と捉える「ワンシアター」構想を提示した。中国に対抗する狙いがあるとみられ、日本も能動的にアメリカの対中国封じ込め戦略を担おうとする姿勢を見せた。しかし、これは戦争の危機を煽ることにもつながる。

2. 沖縄から九州にかけての軍事要塞化、ミサイル部隊配備や弾薬庫建設、対中国戦を想定した日米共同演習・訓練の強化、民間空港・港湾の軍事利用

A. 自衛隊は対中国戦を想定し、九州から沖縄にかけて軍事要塞化を進めている。石垣島、宮古島、沖縄本島、奄美大島、健軍（熊本県）、湯布院（大分県）に自衛隊のミサイル部隊が次々と配備され、対中国ミサイル攻撃の拠点化している。ミサイルを保管する弾薬庫（石垣島、宮古島、奄美大島、大分など）も造られている。佐賀空港に隣接し、同空港を共用するオスプレイ基地も造られた。

B. 自衛隊と米軍は台湾有事を想定した共同作戦計画を策定し、実戦的な日米共同演習・訓練を重ねている。2024年10月23日～11月1日、自衛隊と米軍を合わせた参加人員約4万5000人という、過去最大級の日米共同統合演習「キーン・ソード25」（「鋭い剣25」）が、沖縄県与那国島から鹿児島県種子島にかけて連なる南西諸島と九州を中心に、沖縄から北海道まで全国各地でおこなわれた。

C. 自衛隊は陸・海・空自衛隊の隊員約3万3000人と艦艇約30隻と航空機約250機、米軍は陸・海・空軍と海兵隊の隊員約1万2000人と艦艇約10隻と航空機約120機が参加。少数のオーストラリア軍とカナダ軍の隊員も一部の訓練に参加。

D. この一大軍事演習は、台湾有事にアメリカが軍事介入して中国と交戦状態に入り、米軍が在日米軍基地から出撃することで日本も戦争に巻き込まれ、自衛隊も参戦する事態を想定したものとみられる。

E. 訓練・演習の内容はきわめて実戦的だった。米海兵隊の高機動ロケット砲システム「ハイマース」を、沖縄県石垣島の新石垣空港に米海兵隊のKC130輸送機で空輸し、陸上自衛隊（以下、陸自）石垣駐屯地に運んで機動展開する訓練と、沖縄本島・宮古島・石垣島・奄美大島・徳之島での陸自の地対艦ミサイル部隊の機動展開・対艦戦闘訓練は、海兵隊と陸自の部隊が連携して中国軍の軍艦を攻撃することを想定したものだろう。

F. ほかに、米空軍嘉手納基地（沖縄県）の滑走路がミサイルなどで攻撃され、損傷し

た場合に備える滑走路被害復旧訓練。C B R N（化学・生物・放射線・核）兵器による攻撃への対処訓練。

G. 九州・沖縄各地の航空自衛隊基地がミサイルなどで攻撃されて使用できなくなった場合に備え、北九州・長崎・福江・熊本・宮崎・奄美・徳之島の各民間空港に自衛隊の戦闘機などが離着陸して燃料給油や機体点検をする訓練。

H. 新石垣空港や与那国空港から「患者」（戦時に負傷した自衛隊員や住民なども想定したとみられる）を陸自V22オスプレイで沖縄本島に搬送するための訓練。陸自与那国駐屯地から住民や観光客を陸自V22オスプレイで島外に避難させるための訓練。徳之島などでは島全体を戦場に見立て、海岸、漁港、運動公園、山地などで着上陸・パラシュート降下・偵察・山地機動など、民間地を幅広く使う「生地訓練」。

I. いずれも沖縄や九州が戦場となり、米軍や自衛隊だけでなく民間人にも被害が及ぶことを想定したもの。

J. 政府は民間空港・港湾を平時の自衛隊の訓練や有事の出撃拠点として軍事利用するため、今年8月の時点で全国で14空港、26港湾を特定利用空港・港湾（西日本が多い）に指定。戦争で基地が攻撃されて使用できなくなった場合に備えるため。米軍も軍事利用するとみられる。

K. また2024年2月の日米共同指揮所演習（机上演習）「キーン・エッジ」では、台湾有事を想定し、侵攻する中国軍艦に、自衛隊機がミサイル攻撃を行う判断もなされた。さらに、中国側が核兵器の使用を示唆したとの想定で、自衛隊が米軍に「核の威嚇」で対抗するよう求め、米軍も応じたと報道された（防衛省は否定）。自衛隊制服組の暴走。近年、防衛省内で制服組の発言力が増し、自衛隊と米軍の間で部隊運用や作戦の連携強化など「日米軍事一体化」が進んでいることも背景にある。

L. 日本は「非核三原則」を掲げてきた。公式な政府方針に沿わず国会の議論も経ずに自衛隊制服組が文民統制や国民の目から離れて独自の国策づくりに走るの、戦前に実質的な統帥権を握った軍部が暴走した状況と似ている。核戦争にエスカレートしかねないことを要求しているのであれば非常に憂慮すべき事態。

M. 自衛隊は戦死者の遺体取り扱い訓練もしている。負傷者への輸血用血液製剤の確保のため、自衛隊員二十数万人から採血して製造・備蓄する計画に着手し、米軍との相互運用も検討する。陣地構築のため、南西諸島特有の硬い琉球石灰岩を砲弾で破碎実験するなど、強度や掘削方法も検証している。

3. 自衛隊を事実上米軍の指揮下に置く米日軍事一体化・統合を進める狙い

A. 米日軍事一体化は、自衛隊が事実上米軍の指揮下に入る「シームレスな（切れ目のない）統合」を目指して、日米「指揮統制」連携の強化へとエスカレート。「安保3文書」の「国家安全保障戦略」は「日米間の運用の調整、相互運用性の向上、サイバー・宇宙分野等での協力深化、先端技術を取り込む装備・技術面での協力の推進、高度かつ実践的な共同訓練、共同の情報収集・警戒監視・偵察、施設（基地）の共同使用の増加」など、全面的な強化を掲げる。

B. 「国家防衛戦略」は、「わが国の反撃能力については、情報収集も含め、日米共同でその能力をより効果的に発揮する協力態勢を構築する」、「日米両国は戦略を整合させ、共

に目標を優先付けること」により「共同の能力を強化する」と、米軍と自衛隊のより緊密な一体性をめざすとしている。

C. 自衛隊は米軍が進める統合防空ミサイル防衛（IAMD）を導入。ミサイル迎撃と敵基地などへのミサイル攻撃を一体的に運用するもので、敵からのミサイル攻撃を未然に防ぐための先制攻撃も含む。

D. 政府は、米軍の「統合防空ミサイル防衛」と自衛隊の「統合防空ミサイル防衛」は別物だと説明している。しかし、自衛隊のミサイルによる敵基地攻撃は、情報収集・警戒監視の段階から計画の立案、攻撃目標の割り当て、指揮・統制、火力発揮（攻撃）、攻撃の成果の評価にいたるまで、「日米共同対処」でおこなうことが、防衛省の「反撃能力について」という部内文書には明記されている（『従属の代償』布施祐仁著 講談社現代新書 2024年）。

E. 集団的自衛権の行使において事実上、米軍の指揮下で自衛隊も長射程ミサイルでの敵基地・敵国への先制攻撃までおこなうことになりかねない。アメリカの戦争の片棒をかつぐことになる。その戦争に日本を巻き込んでしまう。

G. 2025年3月、陸海空自衛隊の部隊運用を一元的に指揮する統合作戦司令部も新設された。これは元々「米軍との一体性を強化」し、「意思疎通と戦略の擦り合わせ」をするのが目的だ（『日本経済新聞』2022年10月30日朝刊）。

H. 政府は、「自衛隊と米軍はそれぞれ独立した指揮系統に従って行動する」との見解を示す。だが、軍事衛星、無人機、電波傍受などによる、情報収集・偵察・監視の各能力で格段に優り、実戦経験も豊富な米軍が、「日米共同対処」、共同作戦で主導権を握り、自衛隊を事実上の指揮下に置くにちがいない。

I. 米軍は日米「指揮統制」連携の強化に向けて、在日米軍基地の管理の権限だけ持つ在日米軍司令官（東京都西部の横田基地に司令部）に、在日米軍部隊の指揮統制・作戦計画などの権限も持たせるよう、インド太平洋軍司令官（ハワイに司令部）の下で機能する統合軍司令部として在日米軍司令部を再編成する。統合軍司令部は自衛隊の統合作戦司令部と緊密に連携。そのための専門部署を都心の赤坂プレスセンター（麻布米軍ヘリ基地）に新設する方針。

J. 以前から司令部レベルでの米日軍事一体化も進んできた。横田基地には自衛隊の航空総隊司令部もあり、その地階には、日米の共同統合運用調整所が置かれ、自衛隊と米軍のスタッフが防空システムと弾道ミサイル防衛システムについて情報を共有し、作戦の調整にあたる。米第5空軍・在日米軍司令部棟とは地下連絡通路でつながる。

K. 陸上自衛隊も各地の師団・旅団の部隊を一元的に運用する陸上総隊を創設。その司令部は陸自朝霞駐屯地（東京都練馬区）にある。同司令部のもとで、在日米陸軍との緊密な連絡調整を担う日米共同部も発足した。その配置先は米陸軍キャンプ座間（神奈川県）基地内の陸自座間駐屯地である。

L. 海上自衛隊も、横須賀基地の自衛艦隊司令部が米海軍横須賀基地の在日米海軍司令部・米第7艦隊司令部と緊密に連携し、司令部機能の一体化が進んでいる。

M. 巡航ミサイル「トマホーク」が搭載される自衛隊イージス艦には、米軍のイージス艦や早期警戒機とレーダー情報を共有して攻撃もできる共同交戦能力（CEC）を備えるもの（「まや」「はぐろ」）もすでにあり、集団的自衛権の行使に結びつく武力行使の一

体化のシステムが整う。自衛隊はトマホーク発射の訓練も米軍から受けている。

N. 自衛隊と米軍の共同作戦の能力の維持、向上のための共同指揮所演習（図上演習）「ヤマサクラ」も毎年実施されている。

4. 統帥権がアメリカの手に握られ、別種の「統帥権独立」により戦争への道へ

- A. このような司令部機能の一体化、共同作戦に向けた共同指揮所演習の積み重ねのうえで、より強化される日米「指揮統制」連携は、米軍主導で円滑に進むとみられる。
- B. しかし、日米「指揮統制」連携の強化は、自衛隊の指揮権という主権の一部をアメリカに差し出すに等しい。米軍の対中国はじめ世界的な軍事戦略に自衛隊が組み込まれ、軍事作戦のいわば駒扱いされてしまう危険な道だ。アメリカ追従が習い性となった日本政府が、有事に際し「主権国家」たる「主体的判断」ができるとは思えない。
- C. 他国の軍隊の指揮下に自衛隊が組み込まれることは、明らかに日本の主権が侵害されることを意味し、国民主権を原理とする憲法にも違反する。
- D. 戦前・戦中、日本軍の最高指揮権＝統帥権は、大日本帝国憲法にもとづき天皇が持っていたが、天皇を補佐する陸軍参謀本部と海軍軍令部が、天皇の名のもとに統帥権を行使していたのが実態で、「統帥権の独立」と称され、内閣も議会も口出しできない軍部の「聖域」をつくりだし、日本を戦争に駆り立て、最終的に敗戦・破局へと導いた。
- E. 戦後は、日本国憲法のもと自衛隊の存在について違憲・合憲の論争はあるが、自衛隊法が制定され、内閣総理大臣が内閣を代表して、自衛隊の最高の指揮監督権すなわち統帥権を持つ。文民統制（シビリアン・コントロール）が制度化。戦前式の軍部による「統帥権の独立」は否定された。
- F. しかし、自衛隊が事実上米軍の指揮下に置かれる「シームレスな統合」により、統帥権が事実上アメリカに握られて、別種の「統帥権の独立」状態におちいって、米軍主導の米日軍事一体化の「聖域」がつくりだされるのではないか。自衛隊は事実上憲法の枠外に出て、実質的に文民統制も効かなくなるのではないか。
- G. 外国軍隊による主権の侵害で、独立国としてあってはならない従属状態。これでは仮に台湾有事が起きた場合、日本は主権国家として独自の判断ができず、結局はアメリカの戦争に引き込まれてしまう。いわば捨て駒として多大な戦禍をこうむってしまう。かつて軍部の「統帥権の独立」により戦争・破局へと引きずられていった、あの昭和史の二の舞を別種のかたちで踏みかねない。
- H. 米日軍事一体化の本質は、米軍への自衛隊の従属的一体化。「安保3文書」による大軍拡、軍事費膨張の国策がもたらす軍事優先は、本質的にはアメリカ優先、米軍優先。

5. 戦禍が日本にも及び、民間人にも犠牲が出ることを前提にした戦略

- A. 「国家安全保障戦略」は、「反撃能力」＝敵基地・敵国攻撃能力による攻撃を、「相手の領域において」おこなうと攻撃対象を広く曖昧に表現。歯止めがなく、危険な方針。相手の反撃を呼び、全面戦争にいたるおそれが高い。他国の民間人をも戦火に巻き込み、殺傷する戦争加害の過ちを繰り返しかねない道に日本を導く。
- B. 現に自衛隊は長射程ミサイルで他国を攻撃した場合、「どれだけの民間人が巻き添えで死傷するのか——その〔付随的損害〕」の推定法を教える米軍機関『統合ターゲットイ

ングスクール』に幹部自衛官を派遣している。政府は「敵基地攻撃で相手国の民間人に死傷者が出ることで想定」したうえで、長射程ミサイル配備を中心とする大軍拡・戦争準備を進めている（『しんぶん赤旗日曜版』（2025年1月19日）。

- C. 自衛隊は米軍と同じように民間人の犠牲を「付随的損害」として当然視し、計算に入れて、軍事作戦を遂行しようと考えている。まさに他国の人びとに流血と死を強いることを前提とした恐るべき発想で、戦争の加害者となる過ちを繰り返してしまう。
- D. 政府・自民党は、「相手側に明確に攻撃の意図があつて、既に着手している状況」なら、相手のミサイル発射前でも攻撃可能との見解を表明。日本が攻撃されていない段階でも、先制攻撃ができるとしている。
- E. しかも「国家安全保障戦略」では、日本が攻撃されていなくても、安保法制の「存立危機事態」（集団的自衛権の行使）の要件を満たせば、アメリカなど密接な関係にある他国への第三国からのミサイル発射準備など、「武力攻撃の着手」の時点で、攻撃は可能とされる。集団的自衛権の行使として、米軍とともに第三国を国際法違反の先制攻撃することもあり得る。
- F. 集団的自衛権の行使が可能な事態は、アメリカなど密接な関係にある他国の領土が攻撃されるケースに限られるわけではない。アメリカ本国から遠く離れた地点で活動中の米軍の艦船や航空機が、第三国から攻撃を受けた場合もふくまれるというのが、政府の見解。安保法制の国会審議において安倍首相（当時）は次のような答弁をした。
「ミサイル警戒にあたっている米艦が攻撃される明白な危機という段階で、これは存立危機事態と認定が可能」（2015年7月10日、衆議院平和安全法制特別委員会）。
安保法制によって、アメリカの戦争に日本が巻き込まれるリスクは格段に高まった。
- G. 浜田靖一防衛相（当時）は2023年2月6日の衆議院予算委員会で、集団的自衛権の行使として敵基地攻撃をおこなった場合、「事態の推移によっては他国からの武力攻撃が発生し、被害を及ぼす可能性がある」ことを認めた。まさに日本がアメリカの戦争に加担した結果、戦禍が日本に及ぶことも前提にした戦略を立てている。
- H. そもそも「安保3文書」の「国家防衛戦略」には、「万が一、抑止が破れ、我が国への侵攻」が起きた場合も想定して対処するとある。政府は抑止力向上を唱えて軍拡を正当化するが、抑止力が万能でないことは明らかで、それを前提に戦略を立てている。
- I. 現に核兵器、爆発物、生物・化学兵器、高高度での核爆発による電磁パルス攻撃などに耐えられるよう自衛隊基地「強靱化」のため、全国283地区で、基地や防衛省施設の主要部分の地下化、壁の強化などを進める計画がある。5年間で約4兆円の予算をつけ、12636棟を建て替え、5120棟を改修するという。戦時に国民・市民が被害を受けても、自衛隊組織が生き残ることを優先。2025年度予算では基地の「強靱化」に3568億円を計上（主要司令部の地下化、戦闘機の分散パッド〔掩体壕〕などに874億円、建物の構造強化など既存施設の更新に2694億円）。工事は進んでいる。
- J. この「強靱化」計画は日本全土の戦場化と長期化を想定し、核戦争にまでも備えて、住民の被害をよそに自衛隊組織だけは生き残ろうとするものだ。国民・市民の膨大な犠牲をあらかじめ計算に入れた戦争準備で、一種の棄民政策。住民は見捨てられる
- K. 政府は「防衛力強化は抑止力向上のため」と軍拡を正当化するが、抑止力が有効であるのなら、そもそも基地の「強靱化」や先島諸島（宮古島や石垣島など）住民約12万

人の九州各県・山口県への避難（戦時疎開）計画など必要ないはずだ。政府の「抑止力論」はまやかしである。避難計画も現実性が薄く、机上の空論といえる。棄民政策の一環でもある。

L. 宮古島の「ミサイル・弾薬庫配備反対！住民の会」の下地茜さんの言葉。

「陸自部隊の配備前に防衛省側が、ミサイルは抑止力になり、島は守られると説明したから、住民の多くが結局、配備を受け入れたのです。しかし、有事に住民は島を出ていかねばならないと説明されていたら、配備を受け入れたでしょうか。ミサイルが本当に抑止力なら島外避難など必要ないはずです。軍事優先によって私たちが奪われかねないのは、島での生活、故郷で生き続ける権利です。故郷を去れと国に強いられたくはありません。『軍民分離』の必要性を言うのであれば、島を出ていくべきなのは自衛隊であって、ずっと島に住み続けてきた私たちではないはずです」

M. しかし、多くの国民・市民が次々と死傷しても、自衛隊組織だけは生き残ろうとする発想は、いったいどういう考え方に基づいているのだろうか。自衛隊が最優先させるのは自衛隊組織そのものと国家機構であって、一般の国民・市民の生命を守ることは二の次ではないか。

N. 台湾有事による対中国戦を想定した大軍拡と戦争準備の背後に、民間人も戦火に巻き込み犠牲を強いる悪夢の戦争シナリオが揺らめく。政府は国民・市民に犠牲が出れば、「やむをえない犠牲」「尊い犠牲」だったと位置づけて正当化を図り、責任逃れをするだろう。このような民間人の被害に対する国家補償の制度はない。政府はアジア・太平洋戦争の空襲被害者など民間人被害について、「戦争被害受忍論」を主張して国家補償を拒み続けているが、それと同じ対応をするだろう。

O. 戦争が起きた場合の住民の犠牲も想定済み、織り込み済みの戦略・作戦計画。軍事優先の棄民政策。「基地があったから戦争になった。軍隊は住民を守らない。軍は軍そのものを最優先させる。戦争で最も犠牲を強いられるのは民間人」という沖縄戦体験者が語る歴史の教訓が、一層重みを増す現実がある。

P. 戦場となって深刻な被害を受けるのは日本で、アメリカ本土までが戦場となる可能性は低い。中国も核戦争につながるアメリカ本土攻撃は控えるはずだから。結局、日本がアメリカの戦略の捨て石のように利用され、大きな犠牲を強いられることになる。

6. 「難死の思想」（小田実）の視点から戦争準備の状況を考えてみる

A. このような悪夢の戦争シナリオがもたらす深刻な事態を、各地で自衛隊のミサイル基地や弾薬庫、オスプレイ基地、「特定利用空港・港湾」指定、米軍基地の強化など、地域の軍事化に反対する人たちは、ウクライナやガザの惨状と照らし合わせ、またアジア・太平洋戦争での日本各地の空襲や沖縄戦での民間人被害の歴史とも重ね合わせて予見し、危機感をつのらせている。『ルポ 軍事優先社会』（岩波新書）の取材で、そうした危惧の言葉を何度も聞いた。

B. 全国各地に自衛隊や米軍の基地・弾薬庫など軍事施設、軍事利用される民間空港・港湾がある以上、もしも戦争が起きれば、全国各地の住民の上にミサイルや爆弾が降りそそぐだろう。戦禍を被る人びとにとっては、みずからの力では防ぎようのない状況下で、破壊と恐怖と流血と死が空から地上へともたらされるのである。

- C. そのように戦争で人びとが一方的にいのちを奪われる悲惨な死のありようを、「難死」と呼んだ作家がいる。ベストセラーの世界体験紀行『何でも見てやろう』、アジア・太平洋戦争やベトナム戦争の深層を掘り下げた小説『海冥』『HIROSHIMA』『ベトナムから遠く離れて』、市民運動と変革の方向性を模索する評論『世直しの倫理と論理』など独特の作風と、「ベ平連」（「ベトナムに平和を！」市民連合）での反戦運動で知られる小田実〔まこと〕（1932—2007）である。
- D. 「難死」は彼自身の造語で、1945年8月、敗戦1日前の14日午後の大阪大空襲（第8次）をはじめとする幾度もの空襲体験に根ざしている。
- 「街は火焰に包まれ、空はそれこそ煙の暗雲に覆われて昼日中でもあたりは暗黒と化し、暗黒のなかを熱風がつむじ風の強風となって吹きまわった。そして、この文字通りの阿鼻叫喚の地獄のなかで、人びとは悲惨、無意味、一方的に殺され、黒焦げの虫ケラの死体と化した」（『被災の思想 難死の思想』小田実 朝日新聞社 1996年）
- E. 大阪市への空襲は1944年12月から45年8月にかけて、大小合わせて50回を超え、100機以上のB29による大空襲は計8回で死者はおよそ1万5000人（大阪市淀川区HP）。
- F. 大空襲をкаろうじて生き延びた小田実は戦後、1960年代半ばから「難死」という言葉を使い始めた。それは「空襲の火炎のなかで、人びとはあたかも『天災』にでも出会ったようにして無意味に虫ケラのごとく黒焦げの死をとげて行ったという私の実感に基づいて考え出した」言葉だった（前掲書）。
- G. 彼はまた別の著書でもこう書いた。「人びとは空襲のなかで、個人で、また集団で、まるで地震や台風のような避けられない災難や不運、つまり『難』にまきこまれたかのように『死』んだ」（『これは「人間の国」か』筑摩書房 1998年）。
- H. 「難死」の「難」には、「災難」「苦難」「受難」の意味合いが込められているが、戦争による被害・災難はむしろ天災ではなく人災・戦災であり、軍隊・政府・国家の行為によるものだ。小田実も述べているように、戦争による「難死」は、「難死」を強いる側が存在するからこそ引き起こされる。
- I. 人びとに「難死」を強いるのは軍隊・政府・国家。軍隊は戦略・政策すなわち国家意思に基づいて、空襲などあらゆる軍事作戦を遂行する。したがって戦争での「難死」は、つきつめれば国家がもたらす災難による死、「国家災難死」ともいえる。
- J. 小田実は、「難死」には人びとが「無意味」に殺される側面もあることを、こう説明している。「一九四五年三月、アメリカの爆撃機による大空襲が始まり、日本の敗北はほとんど確実になっていた。だからこのような不運な人びとの死は、日本の勝利は言うまでもなく、戦争を遂行するうえでも何の意味もなかった。まさに、無駄死にであった」（『これは「人間の国」か』）。
- K. つまり、もっと早く日本が降伏していれば、広島、長崎への原爆投下も含む全国各地の空襲で、また沖縄戦で、多くの人びとが「難死」を強いられることもなかった。しかし、天皇はじめ当時の支配層は「国体護持」、天皇制の存続の保証を得ることにこだわって、降伏の意思表示、決断を遅らせた。国家の為政者の判断の遅れ、過ちが、おびただしい「難死」につながった。
- L. 「難死」はアメリカ国家の戦略に基づく米軍による空襲という人災の所産であった。

と同時に、「国体護持」に固執して降伏を遅らせた大日本帝国の過ちという人災の側面もあった。二つの人災が表裏一体となった「国家災難死」だったといえる。

7. 日本が他国の人びとに強いた「難死」の歴史

A. 小田実が米軍の空襲について、「広島、長崎の原爆投下はもちろんのこと、アメリカ合衆国が行なった大阪、東京その他の日本の各都市の住民居住区に対する無差別爆撃は、明白に国際法違反の『戦争犯罪』であった」と告発している。と同時に、この無差別爆撃という「戦争犯罪」を「最初に行なったのは、たしか、わが日本の皇軍機であったことだ。一九三一年に始めた中国への侵略戦争のはじめにまず東北地方の村落、町、ついで上海などの都市爆撃——というぐあいに皇軍機は無差別爆撃という『戦争犯罪』に精を出した」とも指摘している（『被災の思想 難死の思想』）。

B. 日本軍は1931年の満州事変、翌32年の上海事変、37年からの日中戦争で、錦州、上海、杭州、南京、徐州、広東、武漢、重慶などほぼ中国全土にわたって多くの都市に無差別爆撃を行なった。一連の中国侵略の戦争において、あまたの人びとを一方的に殺傷し、悲惨な「難死」を強いた。

C. 巨視的に見れば、日本が受けた米軍の無差別爆撃・大空襲、それによって強いられたい「難死」は、日本が中国に対して行なった無差別爆撃・大空襲、それによって強いられたい「難死」が、ブーメランのように跳ね返ってきた歴史の帰結ともいえる。小田実がそれを「歴史の連環」と呼ぶ。

「日本が行なったアジア・太平洋戦争は、殺し、殺されるの『難死』の二つの部分をそのままにあらわしていた。まず、あったのは、人を悲惨、無意味、一方的に殺戮して、『難死』を強いた部分だ。……中略……日本人が殺し、焼き、奪う歴史を他国、多民族に強いたことだ。そして、そのあとすべてが自分に立ち戻って来て、今度は日本人は殺され、焼かれ、奪われる歴史を持つ」（前掲書）

D. 戦争における加害がめぐりめぐって被害に結びついた深刻な構図が浮かび上がる。しかも、その「歴史の連環」の起点は明治時代にまでさかのぼると、小田実が想起を促す。

「明治以来、日本がとった歴史の行程は、ひと口に言えば、国内的には『富国強兵』、対外的には軍事力を直接間接に使っての対外膨張、侵略、支配、植民地獲得の歴史だった。べつの言い方で言えば、アジアの他国、他民族を対象とした、殺し、焼き、奪う歴史の展開である。『難死』はいたるところで他国、他民族に強いられた。朝鮮しかり、台湾しかり、ミクロネシアしかり、そして、この『難死』強制的なあげくのはてがアジア・太平洋戦争だった」（前掲書）

「あげくのはて」に日本人に降りかかってきたのが、おびただしい「難死」だった。

8. 私がビルマ北部のカチン州で知った「日本戦争」と「歴史の連環」の一端

A. 「歴史の連環」——そういえば私はかつて遠くビルマ（ミャンマー）北部のカチン州の山地の村で、その一端にふれてもいたと思い当たる。1985～88年、私はカチン州とシャン州を歩いて旅し、3年半あまり滞在して、カチン人など少数民族の自治権運動と、山地で焼畑をいとなみ森と共に暮らす人びとの生活、文化を取材した。ビルマは多民族国家で、多数民族ビルマ人中心の軍事政権が長年続き、少数民族を抑圧していた。

少数民族の人びとは軍事政権に抵抗し、自治権を求めてゲリラ闘争を続けていた。

- B. カチン州で年配の村人たちから、「ジャパン・マジャンを知っているね。ほら、あなたのお父さんやおじさんの世代の日本人、日本の兵士、日本の軍隊が攻め込んできた戦争のことだよ」と、何度も話しかけられた。当時、私はカチン語を覚えて会話もできるようになっていた。
- C. 「ジャパン」は英語からの借用語で日本を意味し、「マジャン」はカチン語で戦争を意味する。「ジャパン・マジャン」とは直訳すれば「日本戦争」で、アジア・太平洋戦争のこと。カチン州は日本軍とアメリカ・イギリス・中国の連合軍による激戦の地だった。日本軍・日本人がやって来て起こした戦争だから、「日本戦争」と名づけられた。
- D. 初めて聞くその言葉と、私の顔を見つめる人たちの視線の前で、戸惑うばかりだった。続いて語られる様々な話を聞くうちに、何度も立ちすくむような思いにとらわれた。
- 「日本軍に軍用道路などの工事に駆り出されたことがあります。そして、いまでも覚えている日本語があります。キヲツケ！ バッカヤロッ！ 言われたあとに平手打ちや拳が飛んでくることもありました」
- 「父親が日本軍の憲兵隊に連合軍のスパイだと疑われて捕らえられ、拷問された末に殺された。父はスパイではなかったのに……」
- 「村に日本軍の飛行機から爆弾を落とされました。いったい、どうしてこんな山奥の村にまで爆弾を落としたりしたんでしょうか。私たちは、ヒロシマ、ナガサキに原爆が落とされて多くの人たちが死んだこと、いまでも放射能による病気で苦しむ人がいることを知っています。日本人は、カチン州の小さな山の村に日本軍が爆弾を落としたことを知っているのでしょうか」
- E. 私は知らなかった。返す言葉がなかった。日本軍の爆弾の破片を見せられて、手のひらに乗せたときは、うつむくしかなかった。日本人の多くが忘れ去ろうとしているあの戦争を、「日本戦争」と呼んで記憶し語り伝えている人びとが目の前にいる。日本の戦争の加害の歴史の断面が、切れば血が吹き出しそうな心の傷を連ねて重い問いを突きつけている。まるで、待ちかまえていたかのように。
- F. あの戦争をアジアの側から見たら、どう見えるのか。アジアの歴史の鏡に日本という国は、日本人はどのように映っているのか。自問自答を迫られると同時に、ふたたび「日本戦争」と呼ばれるような戦争をけっして繰り返してはならない、という課題を自覚させられる経験だった。
- G. いま考えれば、アジア・太平洋での日本による戦争の加害、他国の人びとに強いた「難死」が、あげくのはてに日本に跳ね返って戦争の被害、日本人の「難死」に結びついたという、まさしく「歴史の連環」がその片鱗をのぞかせていたのだった。

9. ふたたび戦争をする「難死日本」に逆戻りしかねない

- A. 「あげくのはて」のおびたしい「難死」。そして、その先にあったのが敗戦であり、大日本帝国の終焉だった。それはまた、日本国憲法9条の平和主義を基軸とする戦後日本の出発だった。
- B. 小田実は、それまでの「難死日本」ではなく「戦後日本」として目指したのは、国の内外にわたって『難死』をもう決して出さない社会、国としての『戦後日本』だった。

えらいさん方はいざ知らず、さんざん『難死』を見て来たチマタの日本人が漠然としたものながら、いちように解し、望んだのはまちがいなく『非難死』『反難死』の『戦後日本』だった」と強調している（前掲書）。

- C. しかし、米軍による占領下、マッカーサー連合軍最高司令官の指令で日本の再軍備が始まり、警察予備隊ができ、後に自衛隊となった。日米安保条約・行政協定（現地位協定）が結ばれ、米軍は占領を終えても日本に居すわった。自衛隊の強化すなわち軍拡は着々と進んだ。
- D. ベトナム戦争やイラク戦争などで、米軍は在日米軍基地を訓練・出撃・補給の軍事拠点として利用し、ベトナムやイラクの人びとにおびたしい「難死」を強いた。日本政府は米軍のフリーハンドの基地使用と出撃を容認し、基地の提供と維持に莫大な財政支援をし続けている。日本は間接的な戦争の加害者となり、「難死」を強いることに加担してきた。
- E. 自衛隊はテロ対策特措法（2001年）によるインド洋派遣と、イラク特措法（03年）によるイラク派遣で、米軍への兵站支援＝戦争協力の実績を積んだ。インド洋では海上自衛隊の補給艦が、アフガニスタン空爆作戦を行なう米軍艦にも洋上給油をした。イラク派遣の航空自衛隊輸送機は、武装した米兵など多国籍軍の兵員を多数運んだ。米軍の武力行使で殺傷されたアフガニスタンやイラクの人びとに対して、日本は間接的な戦争の加害者となった。
- F. 第二次安倍晋三政権が2014年に、強引な解釈改憲の閣議決定で集団的自衛権の行使を容認し、専守防衛の原則を空洞化させた。翌年には自衛隊が海外で米軍の補完戦力として参戦できるための「安保法制」つまり「戦争法制」も整備した。
- G. 特定秘密保護法の制定、盗聴法（通信傍受法）の改正（盗聴対象の拡大など）、共謀罪を新設した改正組織犯罪処罰法の制定、土地利用規制法の制定、能動的サイバー防御法の制定など、「知る権利」を侵害し、国民監視を強める一連の治安立法（戦争体制づくりの一環）もなされてきた。
- H. 「安保法制」により自衛隊は海外で地理的な限定もなく、世界中どこでも米軍の兵員や武器などの輸送、弾薬の提供、燃料などの補給、装備の修理・整備、基地などの建設、通信、負傷兵の治療、搜索救助活動など、幅広い軍事支援ができるようになった。集団的自衛権を行使する場合は、米軍とともに戦闘まですることになる。
- I. そして「安保3文書」による大軍拡、軍事費膨張、米日軍事一体化が進む。自民党・政府は憲法9条を変えて自衛隊を明記し、実質的に戦争ができる軍隊に変え、内閣独裁で国民統制・動員体制を築き、基本的人権も制限できる緊急事態条項を新設する改憲も企てている。
- J. 日本の侵略戦争や植民地支配の加害の歴史と戦争責任を否定する歴史修正主義、国粹主義、排外主義も広がりを見せ、侵略戦争の反省に基づく「平和憲法」を否定する改憲の動きと連動している。アメリカ一辺倒の対米従属のレールの上で、日本がふたたび「戦争をする国」と成り、他国の人びとを殺傷してしまう時代が再来しかねない。
- K. 戦後、日本社会では空襲、原爆の被爆といった戦争被害の記憶が色濃く語り継がれてきた。一方で、侵略、戦争加害、植民地支配に対する歴史認識と罪責の念は広まらず、およそ無関心が一般的な風潮だった。戦争の加害責任を日本人みずから追及し、明ら

かにし、日本国家としてアジア・太平洋地域の被害者に補償（戦後補償等）することも怠ってきた。

- L. 現在の大量移住路線が続けば、日本はふたたび他国の人びとに「難死」を強いて、それが跳ね返って国内で「難死」が引き起こされるという国、「難死日本」に逆戻りしかねない。「反難死」を目指したはずの「戦後日本」は、戦後80年の間にしだいに道を踏みはずしてきてしまったのではないか。
- M. いや小田実の指摘どおり、「戦後日本」は「ベトナム戦争というアメリカ合衆国の『加害』」に荷担して、ベトナムの人びとに『難死』をもたらして（前掲書）いたように、ひと皮めくれば「難死日本」の地金を保ち続けていたといえる。そして、近年とみにその地金をあらわにしてきたのではないか。

10. 戦争の加害者にも被害者にもならないとの思いが大量移住・戦争準備反対の根底に

- A. 『ルポ 軍事優先社会』の取材で会ってきた人たちが異口同音に語るのは、「戦争の加害者にも被害者にもなりたくない」ということだ。たとえば大分の弾薬庫増設に反対する「大分県民ミサイル弾薬庫問題を考える市民の会」（以下「市民の会」）共同代表の宮成昭裕さんは、次のように故郷大分の戦争拠点化に危機感をつのらせている。
- B. 「長射程ミサイルは専守防衛に徹する装備ではなく、先制攻撃にも使えます。もしも台湾有事が起きたら、米軍の戦略に従って自衛隊の参戦もありえます。大分県からミサイル攻撃をすれば、中国側から反撃されます。そんな戦争の加害者にも被害者にもなる事態は絶対に避けなければなりません。子や孫の世代にそうした危険が高まる環境を残したくはありません」
- C. 同じく「市民の会」運営委員の池田年宏さんは、「大分市が1979年に中国の武漢市と友好都市提携をして、交流を積み重ねてきた」事実を示し、「この平和的な友好関係にある武漢市に、中国の人びとにミサイルを向けることなどあってはなりません。増設した弾薬庫に保管されたミサイルを、湯布院駐屯地のミサイル部隊が発射して、海の向こうの人たちのいのちを奪うかもしれないという事態を想像してみてください」と、日本がふたたび「戦争の加害者になってしまうこと」への危惧を表す。そして、こう言葉を重ねた。
- D. 「軍拡をして友好都市にミサイルを向けるのではなく、『紛争の平和的解決、武力の行使や威嚇の禁止』を謳う日中平和友好条約のもと、国境を越えて民間どうし、自治体どうしで交流し、友好を積み重ねることこそが、戦争を防ぐ道です」
- E. 沖縄県は戦争を防ぐため、経済・文化交流などを通じて東アジアの緊張緩和と信頼醸成に取り組む、自治体として独自の地域外交にも取り組んでいる。玉城デニー知事らが中国、台湾、韓国などを訪問し、国際交流を重ねている。
「東アジアを対立・紛争の場にさせないよう、沖縄が国際交流の拠点、アジアと日本をつなぐ架け橋になることが大切」（宮古島の自衛隊基地・弾薬庫に反対する下地茜さん）
- F. 「戦争止めよう！ 沖縄・西日本ネットワーク」（ミサイル部隊配備や弾薬庫建設などに反対する各地の市民団体から成る）の結成宣言も、「私たちは戦争の加害者にも被害者にもなりたくない」と訴え、「この国は、アジアの国々・人々への侵略・植民地支配の

責任に向き合うことなく、また、自国の戦争被害者に対する責任も放棄したまま、新たな戦争体制づくりを急スピードで行っている」と警鐘を鳴らしている。

- G. この「戦争の加害者にも被害者にもなりたくない」という思いは、益々重要になっている。アジア・太平洋戦争で、日本は戦争の加害者・被害者という歴史の両面を経験した結果、戦争を繰り返さないという思いが込められた憲法9条のもと曲がりなりにも戦後80年、「戦争をしない国」としての歩みをしてきた。
- H. 満州事変からの中国侵略の戦争加害が、結果的にめぐりめぐって敗戦にいたる戦争被害（空襲など）につながってしまったという歴史の教訓がある。その教訓に反して、戦争被害を呼び込むことになりかねないアメリカとの集団的自衛権の行使（先制攻撃も選択肢に入っている）など、戦争加害に手をそめる道に踏み迷ってはならない。
- I. このように「戦争の加害者にも被害者にもなりたくない」との思いを抱く人たちは、戦火に巻き込まれて「難死」させられること、他国の人たちを戦火に巻き込んで「難死」を強いること、その両方に反対している。大軍拡、軍事優先、米日軍事一体化、戦争準備の先に起こり得る、加害と被害の両面性を持つ「難死」を予見し、危惧している。
- J. いわば「難死予見の思想」ともいえる立脚点から、「戦後日本」が「新しい戦前」へと変転し、戦争をする国「難死日本」に立ち戻ってしまってもいいのかと、日本社会に問いかけている。
- K. このまま「難死日本」への逆戻りを許していいはずはない。加害と被害の両面性を持つ「難死」の「歴史の連関」をよみがえらせてはならない。1960年代半ばから70年代半ばにかけて、ベトナム戦争というアメリカの「加害」に加担する日本のありようを批判し、反戦平和を訴えた「ベ平連」について、小田実は後にこう述べている。
『ベ平連』の運動にやって来た人のかなりの多くがそのころ望んだのは、『難死』を国の内外において出さない社会を形成する、日本社会をそのありようのものに形成しなおすことだった（『被災の思想 難死の思想』）
- L. 今その望みは時を超えて全国各地で大軍拡・戦争準備に反対する人たちの望みとも重なり合う。「反難死」の「戦後日本」の確かな実現を訴える声が、脈々と響いている。

11. 「政府の行為によって再び戦争の惨禍」が起きないように主権者として声を上げる

- A. 抑止力の名のもと軍事力一辺倒・アメリカ一辺倒で、東アジアにおける戦争回避のための対話と信頼醸成の外交努力をなおざりにした「安保3文書」の軍拡路線。それは東アジアの軍拡競争を過熱させ、かえって「安全保障のジレンマ」（抑止のためと称して軍拡を進めれば、仮想敵国とされた側はそれを脅威と見なして軍拡を競う。緊張と対立が煽られ、抑止どころか戦争を誘発するリスクが高まる）を招く。
- B. 戦後日本は憲法9条のもと、他国の脅威となる兵器の保有をひかえ、軍事大国化しないことで、安全保障の分野でいう「安心の供与」すなわち他国に脅威を与えない姿勢を周辺国に示してきたといわれる。それは周辺国に警戒心、敵対心を抱かせない安全保障上の効果をもたらす。しかし、大軍拡で軍事競争に走れば、「安心の供与」は無効となり、緊張と対立を高める。
- C. 憲法9条を持つ日本は、日米安保・同盟一辺倒の軍拡競争に走るのではなく、紛争

回避・予防のため、平和的な外交努力にもとづく、東アジア各国間の対話と信頼醸成による多国間の共通の安全保障の枠組みを目指すべきではないか。

- D. 大軍拡は軍事費を膨張させる。国家財政を圧迫し、増税、社会保障費や教育費の削減などの負担が待ち受ける。国債も乱発され、政府の借金の増加、すなわち財政赤字と日銀財務のさらなる悪化を招く。国民・市民の生活に重い負担、悪影響が及ぶ。
- E. 台湾有事を煽って武器輸出で儲けるアメリカの軍産複合体、「ミサイル特需」など軍需景気を期待してうごめき始めた日本版軍産複合体（三菱重工業などが大量受注で大幅な利益をあげている）。三菱重工など兵器産業の企業は自民党に多くの政治献金を続けている。例えば三菱重工は過去10年間で3億3000万円を献金。防衛省・自衛隊からの天下りも多数受け入れている。他の企業も同様。政・官・財癒着の構造がある。
- F. 助成金や政府系資金の融資など優遇策を盛り込んだ防衛（軍需）産業支援法も制定。政府は武器輸出も促進。日本・イギリス・イタリアが共同開発する次期戦闘機の、日本から第三国への輸出も解禁された。オーストラリアとの護衛艦（軍艦）の共同開発も受注。日本もアメリカのように他国の人びとの流血と死を前提に武器輸出で儲ける「死の商人」国家へ、「戦争を欲する国」へと変質・墮落しかねない。
- G. 日米の軍需産業の連携によるミサイルなど兵器の共同開発・生産・整備の動きも進む。そのために防衛省と米国防総省が主導する日米の軍需産業間の協議体「日米防衛産業協力・取得・維持整備定期協議」（D I C A S）が発足した。
- H. 結局は資金力も技術力も武器輸出の実績もまさる巨大なアメリカの軍需産業の主導下に日本企業は組み込まれるだろう。それはアメリカの軍産学複合体に従属し、その国際的な武器輸出ネットワークに取り込まれることを意味する。政府は「学問の自由」を侵し、学会を「特殊法人化」して政府の統制下に置く法案を出し、学術を軍事研究に動員しようとしている。日本版軍産学複合体形成の危険な動き。
- I. このような有事を煽り、利益のために戦争を欲する構造にからめとられて、軍事優先に踏み迷う社会を未来の世代に残してしまってもいいのか、いま問われている。
- J. 自衛隊のミサイル部隊配備や弾薬庫建設、オスプレイ基地建設、空港・港湾の軍事利用、米軍基地の強化などの問題に関して、「安全保障は国の専管事項」という政府の主張を、自治体も住民もうのみにして思考停止におちいつてしまってはならない。これは地域住民が戦火に巻き込まれ、戦争の被害者にも加害者にもなるリスクが高まる問題であり、国に白紙委任状を渡してしまうようなことは決してあってはならない。
- K. 憲法前文にあるように、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにする」ために、主権在民、人格権、集会・結社・表現の自由、学問の自由、地方自治など諸権利・人権が憲法で保障されている。主権者として軍事優先の大軍拡、戦争準備、軍事一辺倒の「安全保障」政策に反対しなければ、「再び戦争の惨禍」を招いてしまう。

* 参考自著

『ルポ 軍事優先社会——暮らしの中の「戦争準備」』吉田敏浩 岩波新書 2025年
 『昭和史からの警鐘——松本清張と半藤一利が残したメッセージ』吉田敏浩 毎日新聞出版 2023年

レジュメ追加（大軍拡・米日軍事一体化・戦争準備に反対を）

2025 年 10 月 4 日 吉田敏浩

①憲法 9 条への自衛隊明記と緊急事態条項の新設を狙う改憲に反対を。

- A. 自民党は憲法 9 条への自衛隊明記と緊急事態条項の新設の改憲を唱えている。日本維新の会、国民民主党、参政党なども緊急事態条項の新設に賛成。
- B. アメリカとともに戦争をする体制をつくりあげるには、やはり改憲が必要だと自民党・政府は考えているにちがいない。「安保 3 文書」の軍事優先の方針を徹底させるための改憲への策動でもある。
- C. 自民党の憲法 9 条への自衛隊明記の改憲案には、9 条 2 項の戦力不保持と交戦権否定を空文化させ、歯止めを取り払い、事実上の戦力と交戦権を可能とする狙いがこめられている。安保法制では一応限定的なものとされた集団的自衛権の行使を、全面的（フルスペック）な行使可能へと拡大させる意図も秘められている。
- D. 緊急事態条項は、憲法に規定されていない国家緊急権（「戦争・内乱・恐慌・大規模な自然災害など、平時の統治機構をもっては対処できない非常事態において、国家の存立を維持するために、国家権力が立憲的な憲法秩序〔人権の保障と三権分立〕を一時停止して非常措置をとる権限」（『憲法・第四版』芦部信喜著）にもとづくもので、緊急事態における政府の権限を絶大なものとさせる。
- E. 自民党の「4 項目改憲案」では、緊急事態条項の新設によって、内閣は大地震など大規模災害時に、国会での法律制定を待ついとまがない場合、国民の生命・身体・財産を保護するため、政令を制定できるとされる。自然災害だけでなく、国民保護法の武力攻撃災害という規定を当てはめる拡大解釈をして、有事＝戦時にも使える内容。国民統制・動員、治安維持などに強制力の裏づけのある措置を、内閣が国会を通さずに政令によってできる仕組み。国民の権利・自由が制限され、侵害される危険性が高い。新たな「国家総動員体制」に利用されるおそれがある。
- F. 有事における自衛隊や米軍への自治体と民間の協力については、1999 年の周辺事態法（現重要影響事態法）、2003 年の武力攻撃事態法（現事態対処法）、04 年の特定公共施設利用法や米軍行動円滑化法、15 年の安保法制など一連の有事法制で規定されている。自衛隊や米軍に対する自治体や民間企業などによる輸送、空港・港湾業務、整備、給水、医療、通信などの分野での協力体制（兵站支援）が築かれている。
- G. しかし、自治体や民間の協力は、罰則を伴う強制的なものではない。政府に労働者を強制動員する権限までは認められていない。それは国会での政府答弁でも明らかにされている。自衛隊や米軍が空港・港湾を使用する場合も、管理者の自治体が定める手続きに従わなければならない。緊急事態条項の新設は自治体や民間の有事＝戦時の協力を強制力を持たせ、動員体制を築く狙いがあるとみられる。改正地方自治法の国による自治体への指示権を有事にも適用させる狙いもあるだろう。
- H. 軍事優先の大軍拡と戦争準備の棄民政策を組み込んだ国策、そして改憲への策動に、強く反対しなければならない。

②自治体は空港・港湾の軍事利用を拒否できる

- A. 政府は民間空港・港湾を自衛隊が軍事利用するため、全国で14空港、26港湾を特定利用空港・港湾に指定。戦争で基地が攻撃されて使用できなくなった場合に備えるため。米軍が軍事利用するとみられる。
- B. しかし、米軍が好き勝手に空港・港湾を利用できるわけではない。沖縄県が2023年に米海兵隊の下地島空港の使用を認めなかったように、空港・港湾の管理権を持つ自治体は米軍による軍事利用を拒否できる立場にある。
- C. 自治体が管理する空港の場合、米軍や自衛隊は空港を管理する自治体が定める条例にもとづき使用のための届け出をしなければならず、調整権限は管理者である自治体であり、「状況により、使用できない場合もある」と、国土交通省航空局の担当者が説明している（『東京新聞』2033年1月28日朝刊）。
- D. 港湾の場合、自治体の港湾管理条例などにもとづき、米軍や自衛隊はそのつど港湾を管理する自治体に使用許可の申請をしたうえで、使用許可を得なければならない。その根本には、港湾法にもとづく自治体の港湾管理権がある。1950年制定の港湾法は、戦前、港湾が国家の管理下で軍港に利用されたことへの反省から、港湾行政の民主化を理念として自治体に港湾管理権をゆだねた。
- E. 外務省はじめ日本政府が、日米地位協定第5条により米軍の船舶や航空機は日本の港や空港に出入りする権利があると主張しているのは、拡大解釈。民間空港・港湾の軍事利用は、軍事拠点化につながる。有事＝戦時には攻撃を受ける危険性が増す。自治体は空港・港湾の軍事利用を拒否できること、住民、国民・市民がそれを後押しすることの重要性が、広く知られてほしい。

③大軍拡・米日軍事一体化・戦争準備は、米軍優位の日米安保条約・地位協定体制のもと続く対米従属路線の延長線上にある

- A. 米日軍事一体化の本質は、米軍への自衛隊の従属的一体化。「安保三文書」による大軍拡、軍事費膨張の国策がもたらす軍事優先は、本質的にはアメリカ優先、米軍優先。
- B. そもそも外国軍隊である米軍に治外法権的な数々の特権を認めた日米地位協定のもと、日本における米軍の活動に対し日本政府は必要な規制をかけられず、主権を及ぼせない（主権なき）実態が長年続いている。
- C. 米軍は原則的に日本国内のどこにでも基地の設置を要求できる（「全土基地方式」）。基地の提供は日米合同委員会（日本の高級官僚と在日米軍の高級軍人から成る密室の協議機関）で合意さえすれば決められる。その後の閣議決定も形式的なもの。国会での承認は不必要。外国軍隊への基地提供という主権に関わる重大事項に、国権の最高機関の国会が関与できない。米軍に都合のいい仕組み。
- D. 米軍は基地の運営・管理などに「必要なすべての措置をとれる」強力な排他的管理権を持つ。基地からの環境汚染や実弾射撃訓練の流れ弾事故などが起きても、日本側当局は排他的管理権を盾とする米軍の許可なしには立ち入り調査も捜査もできない。犯罪事件の被疑者の米兵が基地に逃げ込んでも、警察は米軍の許可なしには立ち入って捜査できない。しかも許可されることはきわめて稀である。

- E. 米軍基地のために国有地が無償提供され、民有地の場合は日本政府が借り上げ、賃料を払ったうえで提供される。基地返還の際、原状回復やそれに代わる補償義務も負わない。そのため米軍は環境汚染防止に後ろ向きである。それが航空機燃料、P F A S〔ペーファス〕（有機フッ素化合物）・ダイオキシン・P C B（ポリ塩化ビフェニル）・アスベストなど有害物質の流出、漏出、飛散、廃棄などによる水汚染・土壌汚染など環境汚染を引き起こすことにつながっている。
- F. 横田空域や岩国空域のように米軍が航空管制握り、民間機の通過を締め出し、訓練飛行などに独占的に利用する広大な軍事空域もある。米軍機の市街地上空での危険な低空飛行訓練も野放しにされている。米軍機墜落事故では米軍が現場を封鎖し、日本側は現場検証も事情聴取もできない。
- G. 米軍機の騒音公害も止められない。基地周辺の住民による米軍機騒音訴訟で、騒音公害として違法性と損害賠償は認められるが、飛行差し止めは認められない。米軍の活動に日本政府の規制は及ばないので差し止めはできないと裁判所は判断。
- H. 米軍人・軍属は日本の出入国管理の適用除外で、基地を通じて自由に出入国できる。米軍人・軍属の公務中の犯罪（車両事故や航空機事故での過失致死傷など）の第1次裁判権は米軍側にあり、日本側に第1次裁判権のある公務外の犯罪でも、被疑者の身柄が米軍側にあるときは、日本側が起訴するまでは身柄の引き渡しをしないなど、米軍側に有利だ。
- I. 在日米軍の駐留経費のうち、地位協定では日本側に支払い義務のない施設整備費、光熱水費、訓練移転費、基地従業員の労務費（人件費）などまでも、「思いやり予算」（「同盟強靱化予算」）の名のもとに日本政府が毎年、多額の支出をして負担。
- J. このような米軍優位の不平等な状態で、はたして日本は真の独立国・主権国家といえるか。属国ではないか。米軍の基地運営・軍事活動に日本政府は必要な規制もかけられない。独立国にあるまじき状態を日本政府はひたすら容認。
- K. 米軍優位の地位協定のもと、米軍という外国軍隊により主権が侵害され、その結果、憲法で保障された人権も侵害される現実が続いている。今の米軍は実質的には主権なき「軍事大国」化。

安保法制安保三文書により脅かされる平和国家日本（第二部）

第1 はじめに～暮らしの中の「戦争準備」～

第2 ♪自衛隊に入ろう

第3 基地と暮らせば

第4 地方自治とは何か

第5 ケアか剣か

第6 さいごに

2025. 10. 4

仙台弁護士会の取組みについて

仙台弁護士会憲法委員会

副委員長 小野寺 浩史

仙台弁護士会の取組みについて私の方から簡単にご報告させていただきます。

2022年12月16日に、岸田内閣により国家安全保障戦略、国家防衛戦略及び防衛力整備計画といういわゆる安保三文書が閣議決定され、相手の領域に反撃する能力(反撃能力、敵基地攻撃能力)の保有などの軍事的整備が進められています。

安保三文書が閣議決定された際には、当会も大変な危機感を感じ、2023年2月25日の定期総会において「『反撃能力(敵基地攻撃能力)』の保有と行使の準備に強く反対する決議」を可決成立させ、反対の意見を強く表明してきました。

安保三文書の閣議決定以前においても、安倍内閣による集団的自衛権行使容認の閣議決定がなされ、安保関連法案が強行採決されていた際には、繰り返し反対の会長声明や総会決議を出し、街頭でも繰り返し安保関連法案が憲法違反であることを訴えてきました。また、特定秘密保護法の制定(2013年12月6日成立)、通信傍受法の改正(2016年5月24日成立)、共謀罪の新設(2017年6月15日成立)、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の制定(2024年5月10日成立)など、国民監視を強める一連の治安立法が制定された際にも、その都度、それらの法律の危険性や憲法上の問題点について指摘し、反対する会長声明や意見書、総会決議などを出してまいりました。

これらの過去の会長声明や意見書、総会決議の内容については、一般の方でも仙台弁護士会のホームページ(<https://senben.org>)からご覧になれますので、関心のある方は仙台弁護士会のホームページでご覧いただければと思います。

また、今回で第62回となりますが、仙台弁護士会では、定期的に憲法連続市民講座を開催し、参加者の皆様と一緒に憲法について考える講演も開催させていただいております。なお、今年の12月に長崎市で開催される日弁連人権擁護大会において、「再び戦争の惨禍が起こることのないように～「危機の時代」の私たちの選択～」というテーマでシンポジウムが開催されることになっており、

今回の憲法連続市民講座はそのプレシンポジウムとしても開催させて頂きました。

近時のウクライナやガザ地区、イスラエル軍及び米国のイラン攻撃などをはじめとして、世界各地で戦争、紛争が起これ続けています。日本でも、政府による集団的自衛権行使の容認や反撃能力(敵基地攻撃能力)の保有といった憲法9条に反する立法や施策が進められるなど、日本国憲法の原則や理念が危機的状況にあります。政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないように、仙台弁護士会としても、憲法の理念・原則をより実現すべく、引き続き精力的に活動していきたいと考えております。

<安全保障問題関連の当会の主な決議・会長声明・意見書等(1999年以降)>

- ・1999年5月20日 「通信傍受法・組織犯罪対策法に関する声明」
- ・2002年5月15日 「有事法制」法案に反対する会長声明
- ・2003年2月22日 「有事法制3法案の廃案を求める決議」
- ・2003年5月21日 「有事法制修正法案につき、参議院の慎重審議と国民的議論を尽くすことを求める会長声明」
- ・2003年6月18日 「有事法制3法の成立に対する会長声明」
- ・2003年7月16日 「イラク特別措置法案に対する会長声明」
- ・2003年12月18日 「自衛隊のイラク派遣に反対する会長声明」
- ・2004年4月12日 「自衛隊のイラク即時撤退を求める会長声明」
- ・2004年5月19日 「有事7法案の廃案を求める会長声明」
- ・2004年6月22日 「有事法制関連7法・3条約承認案件の成立に対する会長声明」
- ・2004年11月17日 「自衛隊のイラク派遣延長反対・即時撤退並びに『イラク特別措置法』廃止を求める会長声明」
- ・2005年7月20日 「共謀罪の新設に反対する会長声明」
- ・2005年10月21日 「共謀罪の新設に反対する会長声明」
- ・2006年5月18日 「共謀罪の新設に反対する会長声明」
- ・2007年4月27日 「イラク特措法の2年間延長法案に反対し、自衛隊の即時撤退及びイラク特措法の廃止を求める会長声明」
- ・2007年12月12日 「新テロ措置法案の制定に反対する会長声明」
- ・2007年12月12日 「イラク特措法廃止法案を支持する会長声明」
- ・2008年10月23日 「新テロ措置法延長法案に反対する会長声明」
- ・2009年3月17日 「憲法改正問題に関する意見書」について
- ・2009年3月17日 「自衛隊のソマリア沖への派遣に反対する会長声明」
- ・2011年12月27日 「『秘密保全法制の在り方について(報告書)』に対する意見書

- ・ 2013年2月23日 「秘密保全法」制定に反対する決議
- ・ 2013年10月18日 「憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認に強く反対する会長声明」
- ・ 2013年10月18日 「特定秘密保護法案の制定に強く反対する会長声明」
- ・ 2013年11月29日 「特定秘密保護法案の衆議院採決に抗議し、参議院での廃案を求める会長声明」
- ・ 2013年12月13日 「特定秘密保護法の参議院採決に抗議し、同法の廃止を求める会長声明」
- ・ 2014年2月22日 「特定秘密保護法の廃止を求める決議」
- ・ 2014年5月3日 「憲法記念日に当たって集団的自衛権の行使容認に改めて反対する会長声明」
- ・ 2014年7月1日 「集団的自衛権の行使を容認する閣議決定に強く抗議しその即時撤回を求める会長声明」
- ・ 2014年8月19日 「『特定秘密の保護に関する法律施行令(案)』に対する意見書」
- ・ 2014年8月19日 「『特定秘密の指定及びその解除並び適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(仮称)(案)』に対する意見書」
- ・ 2014年11月13日 「秘密保護法施行令等の閣議決定に対する会長声明」
- ・ 2015年2月21日 「集団的自衛権の行使等を容認する閣議決定の撤回を求めるとともに同閣議決定に基づく法整備に強く反対する決議」
- ・ 2015年2月21日 「通信傍受の対象拡大及び手続簡略化並びに捜査・公判協力型協議・合意制度の法制化に反対する決議」
- ・ 2015年3月12日 「共謀罪の新設に反対する会長声明」
- ・ 2015年3月17日 「通信傍受法の対象犯罪拡大に反対する18弁護士会会長共同声明」
- ・ 2015年6月17日 「憲法違反の安保関連法案に反対し、その廃案を求める会長声明」
- ・ 2015年7月17日 「安保関連法案の衆議院採決の強行に抗議し、本法案の廃案を求める会長声明」
- ・ 2015年9月19日 「安全保障関連法案の参議院採決の強行に強く抗議し、同法の廃止を求める会長声明」
- ・ 2016年2月27日 「安全保障関連法等の廃止を求め、立憲主義の堅持と日本国憲法の基本原理の尊重を訴える決議」
- ・ 2016年10月20日 「憲法違反の安保法制の廃止を求めるとともに南スーダンPKOに対する運用・適用に反対する会長声明」
- ・ 2016年12月22日 「共謀罪(組織犯罪準備罪)法案に反対する会長声明」
- ・ 2017年2月25日 「共謀罪(テロ等準備罪)法案に反対する決議」
- ・ 2017年3月15日 「特定秘密の保護に関する法律の廃止等を求める意見書」

- ・ 2017年6月14日 「共謀罪(テロ等準備罪)法案に改めて反対する会長声明」
- ・ 2018年6月22日 「共謀罪(テロ等準備罪)の強行採決に抗議し、その廃止を求める会長声明」
- ・ 2018年2月24日 「日本国憲法の基本原理及び立憲主義が守られるよう取り組む宣言」
- ・ 2019年2月23日 「現在議論されている憲法改正案の問題を明らかにするとともに、憲法改正国民投票法の抜本的改正を行うことを強く求める決議」
- ・ 2019年7月4日 「政府に対し、辺野古新基地建設に明確に反対の意を示した沖縄県民の民意を尊重し、真摯に対応することを求める会長声明」
- ・ 2020年3月12日 「自衛隊を中東海域へ派遣することに反対する会長声明」
- ・ 2021年2月27日 「日本国憲法が立脚する法の支配・立憲主義が堅持されるよう全力を挙げて取り組む宣言」
- ・ 2021年6月24日 「重要土地利用規制法の成立に抗議し、同法のすみやかな廃止を求める会長声明」
- ・ 2022年3月10日 「ロシア連邦のウクライナへの軍事侵攻を強く非難する会長声明」
- ・ 2023年2月25日 「反撃能力(敵基地攻撃能力)」の保有と行使の準備に強く反対する決議」
- ・ 2023年12月21日 「ガザ地区での武力紛争の即時停戦を求め、イスラエルとパレスチナの人々の恒久的な平和を願う会長声明」
- ・ 2024年4月11日 「『重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案』の国会提出及び衆議院での可決に抗議すし、国会での廃案を求める会長声明」
- ・ 2025年8月28日 「イスラエル軍及び米国のイラン攻撃に関し、紛争を武力行使によらずに解決することの意義を再確認し、日本政府に対して全世界の人々が平和のうちに生存できるよう働きかけを行うことを求める会長声明」

以 上

被爆 80 年に際して「核兵器のない世界」の実現を 目指す決議

広島及び長崎への原子爆弾投下から、本年で 80 年を迎える。世界で初めて人間に向けて使用された核兵器である原子爆弾は、一瞬にして大勢の人々の命と暮らしを無残に奪った。原子爆弾の爆風と熱風により、一瞬で全身を焼き尽くされ影しか残らなかった人もいれば、全身が焼けただれ、眼球が飛び出し、体中にガラスの破片が刺さった状態で燃え盛る街を逃げ惑い、又は倒壊した家に押し潰されて火に焼かれた人もいる。原子爆弾によって亡くなった人々の多くは、最低限の治療さえ受けることもできず、大切な人に看取られることもなく、さらにはいまだにその行方すら不明のまま、その命を終えたのである。それだけでなく、原子爆弾は、後世まで影響が残る放射線を広範囲に拡散させ、辛うじて生き残った人々とその子孫の身体をむしばみ健康を奪った。また、被爆地の人々は放射線被ばくや火傷の跡等を理由に差別の目にさらされた。原子爆弾は、被爆者とその子孫を始め、今も多くの人々を苦しめ続けている。原子爆弾の被害に遭った人々は、命だけでなく、人間としての尊厳をも奪われたのである。

人類は、このような広島及び長崎の惨状を目の当たりにすることによって、核兵器は極まりなく非人道的であり、決して使われてはならない兵器であることを認識したはずである。

国際社会は、このような非人道的兵器が使用されないための理論、さらには核兵器自体を違法とする理論を構築してきた。いわゆる「原爆裁判」の判決（東京地方裁判所 1963 年 12 月 7 日判決）は、原子爆弾は「残虐な兵器」であり、広島及び長崎への原子爆弾投下は「戦争法の基本原則に違反している」と判示した。また、国際司法裁判所（ICJ : International Court of Justice）は、1996 年 7 月、核兵器の使用は国際人道法上の原則・規則に一般的に違反するという勧告的意見を表明した。そして、2021 年 1 月に発効した核兵器禁止条約（TPNW : Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons）は、核兵器が違法であること、核兵器が再び使用されないための唯一の方法は核兵器の完全な廃絶であることを示した。2024 年 12 月には、核兵器廃絶のために命を賭して自らの凄惨な体験を語り、核兵器の廃絶を訴えてきた被爆者らで構成される日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）がノーベル平和賞を受賞している。

核兵器を保有し又はこれに依存する国々も、1970 年 3 月に発効した核兵器の不拡散に関する条約（NPT : Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons）や、米国、ロシア、英国、フランス及び中国の 5 か国が 2022 年 1 月

に発表した「核戦争の防止及び軍拡競争の回避に関する共同声明」で確認されているとおり、核兵器は使用してはならないのみならず、削減・廃絶しなければならないとの認識を共有しているはずである。

それにもかかわらず、世界ではいまだに1万発を超える核兵器が存在し、うち数千発は作戦配備されていると報告されている。近時、ロシアによるウクライナ侵攻における核兵器の保有を背景とした威嚇や、中国による急速な核戦力の増強と米中間における緊張の高まりなど、核兵器使用のリスクは極めて高くなっている。私たちは今、核兵器使用の危険が迫っていることを自覚しなければならない。

核兵器の違法性が確認され、核兵器国（NPTにおいて「核兵器国」とされ、核兵器保有が認められている、米国、ロシア、英国、フランス及び中国をいう。以下同じ。）自身も核戦争を回避しなければならないとしながらも、核戦力を維持し続ける根拠とされるのが、「核抑止論」（核兵器による報復の意思と能力を相手国に認識させることで、相手国が軍事力の行使をちゅうちょする状況を作り出し、戦争を回避するという考え方）又は「拡大核抑止論」（自国は核兵器を保有しないが、同盟国の核兵器に依存して、抑止の効果を確保しようとする考え方）である。

しかし、核抑止論は、効果の不確実性が高い理論である。また、人的・技術的ミスによる誤発射のリスクを回避するための確実な方法も存在しない。一方で、一たび抑止が失敗して核兵器使用がなされれば、広島や長崎が経験したように多くの人間の生命を奪い、身体を破壊し、尊厳を踏みにじるにとどまらず、NPT及びTPNWが指摘するとおり、全人類の惨害、壊滅的で非人道的な結末をもたらすことになる。報復の連鎖により、地球全体に壊滅的被害をもたらし、全人類の生存の権利を奪い、取り返しがつかない結果を招くことは避けられないのである。世界の国々がこの核抑止論を採用すればするほど、世界中に核兵器があふれ、全世界の壊滅的被害の可能性が高まる。以上のとおり、核抑止論は極めて不確実で危険な理論なのである。

ノルウェー・ノーベル委員会も指摘するように、被爆者を始めとする市民や国際社会のすう勢が作り上げてきた核兵器使用に対するタブーは、近時、圧力にさらされており、もはや核兵器廃絶には一刻の猶予も残されていない。

核抑止論から脱却し、世界から核兵器を廃絶するためには、全ての国がTPNWに署名し、批准すること、並びに核軍備競争の停止、核軍縮及び全面的かつ完全な軍備縮小に関する誠実な交渉を締約国に義務付けているNPT第6条を具体化することが必要不可欠である。唯一の戦争被爆国である日本は、率先してこれらの課題に取り組まなければならない。あわせて、日本の安全保障を確保するためには、まず、ロシア、中国及び朝鮮民主主義人民共和国といった核兵器保有国（「核兵器国」

及び「NPTに参加していないものの、核兵器を保有しているとされている国」をいう。)並びに日本や韓国といった米国の「核の傘」に依存している国々が存在する北東アジア地帯を、非核地帯とすることが求められる。

当連合会は、2010年10月8日に盛岡市で開催された第53回人権擁護大会において採択した「今こそ核兵器の廃絶を求める宣言」において、日本政府に対し、「非核三原則」を法制化すること、北東アジア地帯を非核地帯とするための努力をすること、日本が先頭に立って核兵器禁止条約の締結を世界に呼び掛けることを求めた。しかし、日本政府は、「核兵器国と非核兵器国の橋渡しの役割」(「軍縮・不拡散と我が国の取組」(2023年9月)等)を標榜し、非核三原則は堅持するとしながらも、核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加すらせず、非核三原則の法制化もしていない。このような日本政府の姿勢は、戦争被爆国として核兵器廃絶のための役割を果たしているとは到底言えない。そのため、当連合会は、これまで核兵器廃絶のために日本政府に対して求めてきた事項に加え、改めて、日本政府に対し、現在、核兵器廃絶の実現に重大な懸念があることを全世界と共有するとともに、以下の3項目を実施するよう求める。

- 1 早期に核兵器禁止条約(TPNW)に署名し、批准すること。
- 2 核兵器の不拡散に関する条約(NPT)第6条を具体化するために、核兵器国と非核兵器国の対話の場を設け、核兵器削減のタイムスケジュールを策定するなどの取組を行うこと。
- 3 北東アジア非核地帯条約の締結に向けた取組を行うこと。

当連合会は、法律家たる弁護士の団体として、「戦争は最大の人権侵害である」との理念の下、反戦と核兵器の廃絶を訴えてきた。したがって、日本政府に対し、改めて上記各施策を早期に実現し、核兵器廃絶のために真摯に取り組むことを求めるとともに、当連合会としても、いかなる国際状況の下であっても、核兵器の存在に断固として反対し続け、「核兵器のない世界」の実現を目指し、戦争とは永遠に決別することを改めて決意する。

以上のとおり決議する。

2025年(令和7年)6月13日
日 本 弁 護 士 連 合 会